

自動車リサイクル法に基づく再資源化等の実施状況について

自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)に基づき、弊社(株式会社 小松製作所)が平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に実施した再資源化等の状況を公表致します。

引き続き、使用済自動車の再資源化等の確実かつ効率的な実施のために、一層の取り組みを推進して参ります。

1. シュレッダーダスト 1

1) 再資源化等契約を締結した年月日

平成16年 12月 1日

2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

再資源化等契約により委託された再資源化等に必要な行為を行ったシュレッダーダストについて	(1)総重量	0.298t
	(2)使用済自動車の台数	1台

3) 収支の状況

(1)資金管理人(財産法人自動車リサイクル促進センター)から払渡しを受けたシュレッダーダストに係る再資源化等預託金の額の総額	15,569円
(2)シュレッダーダストの再資源化に必要な行為に要した費用の総額	14,706円

1 シュレッダーダスト:

破砕業者が廃車ガラ(解体工程で有用部品や廃油廃液等が回収され、外枠だけの状態になった車体)をシュレッダーマシンで細かく砕き、金属を回収した後に残ったもの

2. エアバッグ類

1) 再資源化等契約を締結した年月日

平成16年 12月 1日

2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に引取ったエアバッグ類の回収実績はありません。

3. フロン類

1) 再資源化等契約を締結した年月日

平成16年 12月 1日

2) 再資源化(リサイクル)の実施状況

平成19年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)に引取ったフロン類の破壊実績はありません。

以 上